



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

- 1216 鳥獣捕獲等事業の変更の認定 (果樹園芸課) ..... 1  
1217 小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請をすべき期間 (資源管理課) ..... 1

### ○ 公安委員会告示

- 50 運転免許取得者教育を行う者の変更 ..... 1  
51 指定講習機関の代表者の変更 ..... 2

## 告 示

### 和歌山県告示第1216号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第18条の7第1項の規定に基づき、鳥獣捕獲等事業の変更の認定をしたので、次のとおり公示する。

令和2年9月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 変更認定年月日

令和2年9月10日

#### 2 変更認定を受けた鳥獣捕獲等事業を実施する者（以下「認定鳥獣捕獲等事業者」という。）の名称及び住所並びに代表者の氏名等

##### (1) 名称及び住所

一般社団法人和歌山県獣友会

和歌山県和歌山市湊通り丁南四丁目18番地

##### (2) 代表者の氏名

尾上貞夫

(3) (1) の認定鳥獣捕獲等事業者は、法第18条の5第1項第2号の基準に適合するものである。

#### 3 変更事項

鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項

### 和歌山県告示第1217号

和歌山県漁業調整規則（平成17年和歌山県規則第67号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業（えさびき網漁業を除く。）の許可又は起業の認可の申請をすべき期間を令和2年9月30日から同年10月13日までと定めたので、同規則第8条第3項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年9月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 公安委員会告示

### 和歌山県公安委員会告示第50号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定によ

# 和歌山県報 第143号

令和2年9月23日（水曜日）

り、運転免許取得者教育を行う者の代表者の氏名の変更について、次のとおり届出があった。

令和2年9月23日

和歌山県公安委員会委員長 中野幸生

名称	運転免許取得者教育に使用する施設	変更事項	新	旧	変更年月日
株式会社有田自動車学校	有田自動車学校	代表者の氏名	岩橋正道	岩橋正典	令和2.8.20

## 和歌山県公安委員会告示第51号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定講習機関の代表者の氏名の変更について、次のとおり届出があった。

令和2年9月23日

和歌山県公安委員会委員長 中野幸生

名称	特定講習の業務を行う事務所の名称	変更事項	新	旧	変更年月日
株式会社有田自動車学校	有田自動車学校	代表者の氏名	岩橋正道	岩橋正典	令和2.8.20